

京都市中央斎場内飲料自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市中央斎場内に飲料自動販売機を設置していただく飲料自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず仕様書で詳細を確認し、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上を目的として、京都市中央斎場内に飲料自動販売機を設置します。

2 設置場所

- ①京都市中央斎場 別館 管理棟1階（待合室） 1台
- ②京都市中央斎場 別館 管理棟2階（待合室） 1台 計2台

3 設置事業者

設置番号①、②を合わせて1設置事業者とします。

4 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。また、いわゆるノンアルコール飲料、ビールテイスト飲料及びこれらに類する商品については京都市中央斎場と協議してください。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

5 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

- (1) インドア型（缶、ビン及びペットボトル式）としてください。
- (2) ユニバーサルデザインのものとしてください。
- (3) 環境に配慮したものとしてください。
- (4) 電気子メーターを設置してください。
- (5) 施設の特性上、白・茶・黒等の色を基本とし、華美なデザイン及び色は避けてください。

6 維持管理等

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化まで自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

7 応募資格要件

仕様書を確認してください。

8 使用許可の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とします。

なお、令和4年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで、本市が、支障がないと判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、2年を限度に引き続き使用許可を更新します（最長で令和6年3月31日まで。）。

9 申込方法及び受付期間

- (1) 申込受付期間（持参又は郵送）

令和3年1月12日（火）から令和3年1月26日（火）まで（必着）

- (2) 必要書類

ア 応募申込書

イ 販売予定品目

ウ 設置予定機器等の仕様がわかる資料

10 質問及び回答

- (1) 質問受付期間

令和3年1月12日（火）から令和3年1月19日（火）午後5時まで

質問は電子メールでのみ受け付けます。

- (2) 質問提出先

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

担当 山崎，二宮 E-mail : eisei@city.kyoto.lg.jp

- (3) 質問に対する回答

令和3年1月21日（木）までに、京都市情報館内の医療衛生企画課ホームページにて掲載します。

11 設置事業者の決定

- (1) 決定方法

本市が指定した最低使用料以上で、かつ、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

- (2) 決定後の公表

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課ホームページにおいて、決定金額を掲載します。

【問合せ先】

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課（担当：山崎，二宮）

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル6階

電話（075）222-3433（直通）